

相模原市障害者差別解消支援地域協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき設置する相模原市障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議会)

第2条 協議会は、委員45人以内で組織する。

2 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、地域包括ケア推進部長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 委員は、別表第1に定める委員のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験のある者

(3) 保健・医療・教育・雇用に関する事業に従事する者

(4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(5) 障害者等関係団体の代表者

7 前項各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 第6項各号に掲げる委員は、再任することができる。

(推進会議)

第3条 協議会に、法第18条第2項に規定する事項のほか、第3条、第5条、第7条、第10条第1項、第14条及び第15条に規定する事項を調査審議するため、障害者差別解消推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議の構成員は、地域包括ケア推進部長及び別表第1に定める委員とする。

3 推進会議の長(以下「座長」という。)は、地域包括ケア推進部長をもって充てる。

4 座長は、推進会議の事務を掌理する。

5 推進会議には、協議会の委員(構成員を除く。)を出席させることができる。

(部会)

第4条 推進会議に、所掌する事務の検討、分析を行うため、障害者差別解消検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会の構成員は、高齢・障害者福祉課長及び別表第2に定める所属から選出された職員とする。

3 部会の長(以下「部会長」という。)は、高齢・障害者福祉課長をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会には、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 協議会、推進会議及び部会の庶務は、高齢・障害者福祉課で処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条及び第 3 条関係)

政策課長
総務法制課長
コンプライアンス推進課長
職員課長
財政課長
危機管理課長
区政推進課長
人権・男女共同参画課長
健康福祉総務室長
こども・若者政策課長
環境経済総務室長
産業・雇用政策課長
都市建設総務室長
緑区役所区政策課長
中央区役所区政策課長
南区役所区政策課長
教育総務室長
学校教育課長
消防総務課長
議会総務課長
高齢・障害者福祉課長

別表第 2 (第 4 条関係)

政策課
総務法制課
コンプライアンス推進課
職員課
財政課
危機管理課
区政推進課

人権・男女共同参画課
健康福祉総務室
こども・若者政策課
環境経済総務室
産業・雇用政策課
都市建設総務室
緑区役所区政策課
中央区役所区政策課
南区役所区政策課
教育総務室
学校教育課
消防総務課
議会総務課
高齢・障害者福祉課